第六の三の標題を「食品安全対策」に改め、同三の1中「第二の一の2の㈠の⑴ウ及び㈡」を「第二の一の2の㈠の⑵ウ及び㈡」に、「通じた食品衛生」を「通じた食品安全」に、「普及、食品衛生」を「普及、インターネットを利用した電子会議の実施等を通じた食中毒等」に、「分析及び提供」を「分析、提供及び共有」に、「推進、食品衛生」を「推進、食品衛生の向上にかかわる」を「食品安全の向上に関わる」に、「関係者との相互の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）」を「リスクコミュニケーション」に改め、同三の2中「第二の一の2の㈠の⑸及び㈡」を「第二の一の2の㈠の⑹及び㈡」に、「ともに、」の下に「近年広域化している」を、「対して」の下に「、食中毒調査支援システム等を活用し」を加え、「図りながら」を「図り、必要に応じて実地調査を行う疫学の専門家等の支援も得ながら」に改め、第六の四の標題及び本文中「地域保健及び」を「地域保健、学校保健及び」に改め、同四中3を4とし、同四の2中「地域保健の保健計画」を「地域保健対策に関する計画」に、「産業保健」を「学校保健及び産業保健」に、「目標」を「整合性のとれた目標」に改め、同四中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　保健所及び市町村は、学校、地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、学校等との連携体制の強化に努めること。

第六の五中「このため」の下に「、国」を加え、「取組を行うことが必要である」に改め、同五の1を次のように改める。

1　都道府県は、健康危機管理に際して、救急医療体制の整備、健康危機情報の収集、分析及び提供等を行うこと。

また、健康危機に関する事案の発生時に、市町村と有機的に連携した対応ができるよう、市町村と密接な連携体制を整えること。

第六の五の2から4まで中「必要がある」を「こと」に改め、同五に次のように加える。

5　都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みを構築すること。

6　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた万全の体制を確立するため、都道府県は、政府行動計画に基づき都道府県行動計画を、市町村は、都道府県行動計画に基づき市町村行動計画を速やかに策定すること。保健所及び地方衛生研究所は、当該行動計画を踏まえ、地域の保健医療の管理機関としての機能及び役割を果たすとともに、都道府県は、市町村への技術的支援などを積極的に行うこと。

第六の六を次のように改める。

六　地方衛生研究所の機能強化

1　地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

2　地方衛生研究所を設置する地方公共団体は、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症の発生や広域化する食中毒の発生等に備えたサーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることを踏まえ、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として地方衛生研究所の機能の一層の充実強化を図ること。

第六に次のように加える。

七　地域住民との連携及び協力

地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応するため、公的サービスの提供とあいまって、ソーシャルキャピタルを活用し、住民参画型の地域のボランティア等の活動や地域の企業による活動が積極的に展開されることが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、啓発活動等を通じた地域保健活動に対する住民の理解及び参画の促進並びに保健所、市町村保健センター等において連携又は協力に努めること等により、これらの活動の支援に努めること。

また、ソーシャルキャピタルは、健康危機が生じた場合に地域住民の心の支え合い等に有効に機能することから、市町村、都道府県及び国は、健康づくり活動や行事等の機会を通じて、ソーシャルキャピタルを醸成していく取組を推進することが必要である。

○厚生労働省告示第四百六十五号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から適用する。

平成二十四年七月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条及び第二条中「平成二十四年八月」を「平成二十五年八月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級
	円 98,000	円 104,000	円 110,000	円 118,000	円 126,000	円 134,000	円 142,000	円 150,000	円 160,000	円 170,000	円 180,000	円 190,000	円 200,000	円 220,000	円 240,000
1月	円 16,377	円 17,380	円 18,382	円 19,719	円 21,056	円 22,393	円 23,730	円 25,067	円 26,738	円 28,409	円 30,080	円 31,751	円 33,423	円 36,765	円 40,107
2月	32,701	34,703	36,705	39,374	42,044	44,713	47,383	50,052	53,389	56,726	60,062	63,399	66,736	73,410	80,083
3月	48,971	51,969	54,968	58,965	62,963	66,960	70,958	74,956	79,953	84,950	89,947	94,944	99,941	109,935	119,929
4月	65,188	69,179	73,171	78,492	83,814	89,135	94,457	99,778	106,430	113,082	119,734	126,386	133,037	146,341	159,645
5月	81,353	86,333	91,314	97,955	104,596	111,237	117,878	124,519	132,821	141,122	149,423	157,725	166,026	182,628	199,231
6月	97,464	103,431	109,399	117,355	125,311	133,267	141,224	149,180	159,125	169,071	179,016	188,961	198,907	218,797	238,688
7月	113,523	120,474	127,424	136,691	145,959	155,226	164,493	173,760	185,344	196,928	208,512	220,096	231,680	254,848	278,016
8月	129,530	137,460	145,391	155,965	166,539	177,112	187,686	198,260	211,477	224,695	237,912	251,129	264,347	290,782	317,216
9月	145,484	154,392	163,299	175,175	187,051	198,928	210,804	222,680	237,525	252,371	267,216	282,062	296,907	326,598	356,288
10月	161,387	171,268	181,148	194,323	207,497	220,672	233,846	247,020	263,488	279,957	296,425	312,893	329,361	362,297	395,233
11月	177,237	188,088	198,940	213,408	227,876	242,345	256,813	271,281	289,367	307,452	325,538	343,623	361,708	397,879	434,050
12月	193,036	204,854	216,673	232,431	248,189	263,947	279,705	295,463	315,161	334,858	354,556	374,253	393,951	433,346	472,741